

## Q1 安全運転管理者制度とはどんな制度ですか

答：安全運転管理者制度とは道路交通法に規定されています。

事業主など自動車の使用者は、運転手に法令を守らせるなど、心を配る必要がありますが、一人で全てをチェックすることは不可能です。そこで、使用者に代わって具体的なチェックを行うことを目的として安全運転管理者を選任させることとしました。

## Q2 安全運転管理者の仕事（義務）はどんなものがありますか

答：安全運転管理者の義務には次のようなものがあります。

- 1 安全運転管理に関する義務(主なもの)
  - 運転者に対する交通安全教育
  - 運転者の運転適正、知識・技能を把握すること
  - 自動車の運行計画を作成すること
  - 運行前点検の実施、飲酒・過労・病気等の確認と安全運転に必要な指示を行うこと
  - 運転手に車両の運転日誌を記録させること …等
- 2 公安委員会が行う「講習」を受講すること(法定講習)
  - 講習は年1回(6時間)  
受講手数料：4,500円
- 3 公安委員会から求められた場合、必要な報告と資料を提出すること
- 4 業務に関し自動車の運転者に対して、次の違反を下命又は容認しないこと
  - 無免許運転
  - 過労運転等
  - 最高速度違反等
  - 飲酒運転
  - 乗車、積載制限違反
  - 放置駐車違反
  - 無資格運転(特定大型車、緊急自動車)

### Q3 安全運転管理者を選任しなければならないのは、どんな事業所ですか

答：自動車の台数により安全運転管理者を選任します

1 自家用自動車（いわゆる「白ナンバー」）を使用している事業所が選任対象です。

※事業用自動車（いわゆる「青ナンバー」）を使用する事業所が選任するのは「運行管理者」です。

2 台数

普通車5台以上、又は、乗車定員11人以上のマイクロバス1台以上を使用している事業所

50CCを超える二輪車は1台を0.5台と計算

※車の使用の本拠（営業所や部署等）ごとに1人を選任します。

3 「副安全運転管理者」の選任

20台につき1人の副安全運転管理者を選任します。

4 自動車と管理者選任の関係

台 数	選 任 数
1～19	安全運転管理者1人
20～39	副安全運転管理者1人
40～59	副安全運転管理者2人
60～79	副安全運転管理者3人

＜注＞

1 選任の必要がない事業所

○「運行管理者」を選任している事業所

○リース業者やレンタル業者など、車両貸出しを業としている場合

2 「自動車運転代行業者」の特例

上記の基準にかかわらず全ての営業所において「安全運転管理者」を選任しなければなりません。

また、車10台ごとに「副安全運転管理者」の選任が必要となります。

## Q4 安全運転管理者等になれる人はどういう人ですか（管理者の要件）

### ◎ 安全運転管理者

- ◇年齢 20歳以上の人  
(使用自動車20台以上の事業所では30歳以上)
- ◇必要な権限を有する人  
安全運転管理のために必要な権限が与えられている人  
(部長、課長職等)
- ◇管理経験等 運転管理経験が2年以上の人  
又は公安委員会が適任であると認定した人
- ◇交通違反・交通事故の前歴がないこと  
過去2年間に、ひき逃げ、酒酔い、無免許、過労運転  
又はこれらの違反にかかる使用者の義務（下命容認等）  
違反がないこと

### ◎ 副安全運転管理者

- ◇年齢 20歳以上の人
- ◇管理経験等 運転管理経験が1年以上か、運転経験が3年以上の人  
又は公安委員会が適正であると認定した人
- ◇係長又は相当職以上にある人が望ましい

＜注＞運転管理とは、車両（物）だけでなく、運転者（人）も管理することを言います。

## Q5 安全運転管理者等の選任、解任などの届出はどのようにするのでしょうか

答：安全運転管理者関係の届出は最寄りの警察署交通課となります。

- ◇受付け 事業所を管轄する警察署交通課です。
- ◇必要書類 交通課で用意してあります。
- ◇届出種類
  - 安全運転管理者の届出
  - 副安全運転管理者の届出
  - 変更届（事業所の名称、所在地等が変わった場合）
  - 解任届（車両台数基準の減少、事業所閉鎖等）